

7. 仮設電力設備の構成 7-1 「施工コード」 7-1-4 「電力量コード」	「施工歩掛」 「電力量歩掛」	⑱仮設電力設備工 II-5-⑱-6~7
2. 計上区分 また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第I編第2章①直接工事費 3 労務費」に基づき、～以下略。	また、夜間勤務や2交替制勤務等を行う場合は、「第I編第2章①直接工事費 2 労務費」に基づき、～以下略。	⑳交通誘導警備員 II-5-⑳-1
第VI編 土木工事標準単価及び市場単価		
第1章 土木工事標準単価		
4. 参考資料 <u>表 4.2 溶融式(手動)の標準的な材料使用量</u> <u>表 4.3 ペイント式(車載式)の標準的な材料使用量</u> <u>表 4.4 区画線消去(削取り式)の燃料使用量</u>	(削除) ※「積算基準の運用(積算参考資料I) 土木工事標準単価及び市場単価編第1章土木工事標準単価2. 区画線工の標準的な材料等使用量について」による。	①区画線工 VI-1-①-5
表 2.2 補正係数の適用基準 「L=5,000mm を使用する場合」 表 2.3 補正係数の数値 「L=5,000mm を使用する場合」 (注) ～中略～, L=4,000mm を使用する場合の補正係数 (K ₂) 及び L=5,000mm を使用する場合の補正係数 (K ₃) が補正の～以下略。	行削除 行削除 (注) ～中略～, L=4,000mm を使用する場合の補正係数 (K ₂) が補正の～以下略。	⑥排水構造物工 VI-1-⑥-3
第2章 市場単価		
表 2.5 撤去、表 2.6 撤去(耐雪型)、表 2.8 部材撤去(レール撤去) (注) ～中略～, 防護柵の設置基準・同解説(平成10年11月)対応のもの。	(注) ～中略～, 防護柵の設置基準・同解説(平成10年11月) 及び改訂版対応のもの。	③-1 防護柵設置工(ガードレール) VI-2-③-4~5
(6) 植生筋工, 筋芝工, 張芝工 6) 北海道の張芝は栽培土工芝, 形状はロール芝とし, かけ土作業は含まない。	削除	④-1 法面工 VI-2-④-8
(3) 支柱設置は, 下記の使用とする。 1) ～中略～ほどこされたものとする。ただし, 北海道はカラ松の焼丸太とする。また, 間伐材であっても～以下略。	1) ～中略～ほどこされたものとする。また, 間伐材であっても～以下略。	⑤道路植栽工 VI-2-⑤-10
(2) 支柱設置は, 下記の使用とする。 1) ～中略～ほどこされたものとする。ただし, 北海道はカラ松の焼丸太とする。また, 間伐材であっても～以下略。	1) ～中略～ほどこされたものとする。また, 間伐材であっても～以下略。	⑤公園植栽工 VI-2-⑩-3
2-1 市場単価の構成と範囲 (注) 3. ※鋼材の材料費, ～中略～については, 別途計上する。	削除	⑭鉄筋挿入工(ロックボルト工) VI-2-⑭-1

(2) 「国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）（令和5年度版）」の改定、正誤

「国土交通省 土木工事標準積算基準書（共通編）（令和5年度版）」における第Ⅰ編 総則、第Ⅱ編 共通工、第Ⅵ編 土木工事標準単価及び市場単価に改定、正誤がある場合は、次表に記載した内容について、適用する。

掲載頁	改定前（訂正前）	改定後（訂正後）	適用日等
Ⅱ-2-③-24	3-15 現場打小口止コンクリート (注) 1. 上表は、現場打ちによる <u>天端コンクリート</u> 設置におけるコンクリート、型枠～以下略	3-15 現場打小口止コンクリート (注) 1. 上表は、現場打ちによる <u>小口止コンクリート</u> 設置におけるコンクリート、型枠～以下略	訂正
Ⅱ-2-③-25	3-16 現場打横帯（隔壁）コンクリート (注) 1. 上表は、現場打ちによる <u>天端コンクリート</u> 設置におけるコンクリート、型枠～以下略	3-16 現場打横帯（隔壁）コンクリート (注) 1. 上表は、現場打ちによる <u>横帯（隔壁）コンクリート</u> 設置におけるコンクリート、型枠～以下略	訂正
Ⅳ-1-⑤-3	3. 適用にあたっての留意事項 (5) 「 <u>第Ⅱ編第4章①コンクリート工</u> 」 (6) 「～及び天端コンクリート工」	3. 適用にあたっての留意事項 (5) 「 <u>第Ⅱ編第2章③コンクリートブロック積（張）工の現場打小口止コンクリート</u> 」 (6) 「～及び <u>現場打天端</u> コンクリート工」	訂正

- (ハ) 損料率で積算する仮設材の運搬費について
- a. 損料率で積算する仮設材については積上げ計上する。
ただし、損料率100%となる場合及び鋼材以外の仮設材は計上しない。
- (4) 建設機械の運搬について
- 建設機械の運搬費は、工程上必要なものはすべて計上するものとするが、工程表作成については、作業の組合せ等を十分検討すること。(試験杭打ちと本杭打ち、矢板打ちと引拔が工程上離れている場合は、それぞれに必要な重機運搬費を計上する。)
- なお、ある建設機械について複数の規格のものが混在する場合には、下記の条件を満たせば、最大規格のものに限り運搬費を計上すること。
- ① 工程上重複しない(転用可能)
 - ② 規格を指定しない場合
- また、施工パッケージ型積算方式に移行した歩掛については、基準書の代表機械規格をもとに重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用等の必要の有無を判断し、必要な場合は従来どおりに共通仮設費に積上げ計上する。
- (5) 運搬基地
- ① 各種建設機械器具等の所在地は、次を標準とする。(運搬費率で計上する機械類は除く)
神戸市、豊岡市、姫路市、加古川市、洲本市、たつの市、大阪市、福知山市、鳥取市の市役所及び佐用町の町役場
 - ② 各種仮設材等の所在地は、次を標準とする。
土木部地方機関(土木事務所、事業所等)所在地の市役所及び町役場
注) 特殊機械等[基礎工用機械、道路維持用機械、トンネル工用機械、船舶、大型クレーン、仮設材(鋼矢板、H形鋼)、架設支保工基礎用鋼材及びその他特許機械等]で上記では実態にそぐわないときは別途考慮する。
- (6) その他
- 荷造費は原則として計上しない。但し特殊な機械については別途加算することが出来る。
- (7) 現場発生品を保管場所に運搬する場合の輸送費の積算について
- 1) 現場発生品の運搬については、青ナンバーを標準として積算(基準書「第I編」第2章②間接工事費2-2運搬費」参照)するものとする。
ただし、防護柵、コンクリート2次製品等の現場発生品の運搬作業については、「土木工事標準積算基準書(共通編)第I編 第2章③ 現場発生品及び支給品運搬」による。また、河川・海岸工事において根固めブロック等を運搬する場合には「土木工事標準積算基準書(河川道路編)第III編 第1章①消波根固めブロック工」により積算するものとし、捨石等を運搬する場合は、実状に応じてダンプトラック運搬として積算して良い。
 - 2) 積込、取卸費の積算については、鋼矢板、H形鋼、覆工板、防護柵、コンクリート2次製品、鋼桁、門扉、PC桁、鋼管杭、根固めブロック及び捨石等に計上するものとする。
- | | |
|-----------------|---------------------------------------|
| 鋼矢板、H形鋼、覆工板等 | … 「第I編第2章②間接工事費2-2運搬費」参照 |
| 防護柵、コンクリート2次製品等 | … 「第I編第2章③現場発生品及び支給品運搬」参照 |
| 鋼桁、門扉、PC桁、鋼管杭等 | … 「第II編第2章②現場取卸費」参照 |
| 根固めブロック等 | … 「第III編第1章①消波根固めブロック工」参照 |
| 捨石等 | … 土工バックホウによるものとするが、これによりがたい場合は別途考慮する。 |
- 3) 上記1) 2) の扱いは、材料保管場所より支給品を運搬させる場合についても準用するものとする。
 - 4) 現場発生品の運搬については、発生又は支給する工種で計上する。
- (8) コンクリート打設用コンクリートポンプ車の回送費用
- コンクリート打設に使用するポンプ車の回送費用は、共通仮設費率に含まれるため、計上はしない。
- (9) 橋梁用架設桁設備運搬費について
- 橋梁用架設桁設備とは、架設桁、手延機、桁吊装置、ウインチのことであり、共通仮設費率に含まれるため、積上げ計上は行わないこと。
- (10) 普通トラックによる運搬費用
- 普通トラックによる運搬を行う場合は、「表2一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃」(令和2年4月24日国土交通省告示第575号)により、運搬費を計上する。

表2 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

I 距離制運賃表		近畿運輸局				(単位：円)			
キロ程	車種別	小型車 (2 tクラス)		中型車 (4 tクラス)		大型車 (10 tクラス)		トレーラー (20 tクラス)	
10km		15,060	14,330	17,060	16,490	22,070	20,790	27,890	25,860
20km		16,920	16,020	19,190	18,460	25,020	23,430	31,870	29,290
30km		18,780	17,710	21,330	20,430	27,980	26,080	35,840	32,710
40km		20,630	19,400	23,460	22,400	30,940	28,720	39,810	36,140
50km		22,490	21,090	25,600	24,380	33,900	31,370	43,780	39,570
60km		24,350	22,770	27,730	26,350	36,850	34,010	47,760	43,000
70km		26,200	24,460	29,870	28,320	39,810	36,650	51,730	46,430
80km		28,060	26,150	32,000	30,290	42,770	39,300	55,700	49,860
90km		29,920	27,840	34,140	32,270	45,730	41,940	59,670	53,290
100km		31,770	29,530	36,280	34,240	48,680	44,590	63,650	56,720
110km		33,620	31,220	38,380	36,190	51,550	47,160	67,490	60,040
120km		35,470	32,910	40,490	38,140	54,420	49,730	71,330	63,360
130km		37,320	34,600	42,600	40,090	57,290	52,300	75,170	66,690
140km		39,170	36,290	44,700	42,040	60,160	54,870	79,010	70,010
150km		41,020	37,980	46,810	43,990	63,030	57,440	82,850	73,330
160km		42,870	39,670	48,920	45,940	65,890	60,010	86,690	76,660
170km		44,720	41,360	51,030	47,890	68,760	62,580	90,530	79,980
180km		46,570	43,050	53,130	49,840	71,630	65,150	94,370	83,300
190km		48,420	44,740	55,240	51,790	74,500	67,720	98,210	86,620
200km		50,270	46,430	57,350	53,740	77,370	70,290	102,050	89,950
200kmを超えて500km まで20kmを増す毎に 加算する金額		3,680	3,370	4,180	3,870	5,650	5,070	7,560	6,550
500kmを超えて50km を増す毎に加算する 金額		9,210	8,430	10,450	9,680	14,130	12,670	18,900	16,370

※上記運賃に地区割増料は含まれていない。地区割増料が必要となる場合は、見積り徴収を行い、別途計上すること。

※車型・車種

- ・小型車(2 tクラス)：最大積載量2 t以下の車両
- ・中型車(4 tクラス)：最大積載量2 t超かつ車両総重量11 t未満の車両
- ・大型車(10 tクラス)：中型車(4 tクラス)を超える車両(トレーラー(20 tクラス)除く。)
- ・トレーラー(20 tクラス)：牽引車と被牽引車を連結した車両であって最大積載量が20 t前後のもの

※キロ程(運搬距離)は、1車1回の運送で、発地で貨物を車両に積み込んでから、着地で車両から貨物を取り卸すまでのキロ程によるものとし、小数点以下を10km単位で切上げる。ただし、キロ程が200km超～500kmまでは20km単位、500km超の場合は50km単位とする。

2. 区画線工の標準的な材料等使用量について

(1) 溶融式(手動)

(1,000m当り)

名称	区分	単位	実線				破線				ゼブラ				矢印・記号・文字 15cm換算
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm	
塗料		kg	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)	760 (520)	1130 (780)	1700 (1170)	570 (390)
	排水性舗装に施工する場合	kg	855 (585)	1140 (780)	1665 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1665 (1170)	2550 (1755)	855 (585)	1140 (780)	1665 (1170)	2550 (1755)	855 (585)
ガラスビーズ		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
プライマー		kg	25	33	50	75	25	33	50	75	25	33	50	75	25
軽油		L	44 40	48 43	71 65	80 73	49 44	54 49	80 73	88 80	52 47	57 52	84 77	98 89	110 100
	排水性舗装に施工する場合	L	46 42	50 46	74 68	84 77	51 47	56 52	84 77	93 84	54 50	60 55	89 81	103 94	116 105
	未使用区間に施工する場合	L	40 36	43 39	65 59	73 66	44 40	49 44	73 66	80 73	47 43	52 47	77 70	89 81	100 91
	排水性舗装で未使用区間に施工する場合	L	42 38	46 42	68 62	77 70	47 43	52 47	77 70	84 77	50 45	55 50	81 74	94 85	105 96

※塗布厚 1.5mm の場合の使用量であり、() 内は塗布厚 1.0mm の場合の使用量である。

※使用材料の塗料、ガラスビーズ、プライマーはロス分を含む数量である。

※プロパンガス等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、プライマー、燃料)の5%を計上する。

(2) ペイント式(車載式)

(1,000m当り)

名称	区分	単位	実線	破線	
			15cm	15cm	30cm
塗料	加熱式で施工する場合	L	70	70	140
	常温式で施工する場合	L	50	50	100
ガラスビーズ	加熱式で施工する場合	kg	59	59	118
	常温式で施工する場合	kg	39	39	78
軽油		L	34 33	41 40	51 50
	未共用区間に施工する場合	L	27 26	32 31	40 39

※使用材料の塗料、ガラスビーズはロス分を含む数量である。

※プロパンガス、希釈剤等の費用は主材料(塗料、ガラスビーズ、燃料)の3%を計上する。

(3) 区画線消去(削取り式)燃料使用量

(1,000m当り)

名称	単位	15cm換算
軽油	L	67 62
ガソリン	L	37 35

②リブ式（溶融式）燃料使用車（各製品共通）

(1,000m当り)

名称	適用	単位	実線		
			15cm	20cm	30cm
軽油		L	59 54	68 62	88 81
	未共用区間に施工する場合	L	53 49	62 57	80 74
ガソリン		L	2.5	2.9	3.8
	未共用区間に施工する場合	L	2.3	2.7	3.5

※使用材料の塗料，ガラスビーズ，プライマーはロス分を含む数量である。

※プロパンガス等の費用は主材料（塗料，ガラスビーズ，プライマー，燃料）の2%を計上する。

③非リブ式（溶融式）

(1,000m当り)

製品名			レインフラッシュグレービー				ラインファルトグリッパーHR			
メーカー名			アトミクス				大崎工業			
名称	規格	単位	実線・ゼブラ				実線・ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
塗料	各社製品による	kg	720	960	1,440	2,160	669	892	1,338	2,007
ガラスビーズ	JIS R3301 1号	kg	—	—	—	—	25	33	50	75
	専用ガラスビーズ	kg	53	70	105	158	—	—	—	—
プライマー	区画線用	kg	25	33	50	75	25	33	50	75

製品名			グリットライン				ジスラインスーパーメガルクス			
メーカー名			キクテック・信号器材				積水樹脂			
名称	規格	単位	実線・ゼブラ				実線・ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
塗料	各社製品による	kg	563	751	1,126	1,689	562	749	1,124	1,686
ガラスビーズ	JIS R3301 1号	kg	—	—	—	—	38	51	76	114
	専用ガラスビーズ	kg	75	100	150	225	—	—	—	—
プライマー	区画線用	kg	25	33	50	75	25	33	50	75

製品名			トアライナーMR+α高輝度				ミストラインスーパー			
メーカー名			トウペ				信号器材			
名称	規格	単位	実線・ゼブラ				実線・ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
塗料	各社製品による	kg	560	747	1,120	1,680	563	750	1,125	1,688
ガラスビーズ	JIS R3301 1号	kg	—	—	—	—	25	33	50	75
	専用ガラスビーズ	kg	52	69	104	156	42	56	84	126
プライマー	区画線用	kg	25	33	50	75	25	33	50	75

④非リブ式（溶融式）燃料使用量（各製品共通） (1,000m当り)

名称	適用	単位	実線				ゼブラ			
			15cm	20cm	30cm	45cm	15cm	20cm	30cm	45cm
軽油		L	59 54	68 62	88 81	104 95	68 62	80 74	110 101	125 115
	未共用区間に施工する場合	L	53 49	62 57	80 74	94 87	62 57	73 67	100 92	114 105
ガソリン		L	2.5	2.9	3.8	4.5	2.9	3.5	4.8	5.4
	未共用区間に施工する場合	L	2.3	2.7	3.5	4.1	2.7	3.1	4.3	4.9

※使用材料の塗料，ガラスビーズ，プライマーはロス分を含む数量である。

※プロパンガス等の費用は主材料（塗料，ガラスビーズ，プライマー，燃料）の2%を計上する。

⑤高視認性区画線消去（削取り式）燃料使用車

(1,000m当り)

名称	単位	15cm 換算
軽油	L	67 62
ガソリン	L	37 35

4. 区画線工、高視認性区画線工の「1日未満で完了する作業の積算」時の留意点

(1) 一連の作業について

下記工種は一連の作業として判定を行う。

- 区画線設置（溶融式・手動）
- 区画線設置（ペイント式・車載式）
- 区画線消去（削取り式）
- 高視認性区画線設置（リブ式・溶融式）
- 高視認性区画線設置（非リブ式・溶融式）
- 高視認性区画線消去（削取り式）

(2) 区画線消去（ウォータージェット式）の適用

区画線消去（ウォータージェット式）は、施工規模が半日当り標準施工量（日当たり標準施工量/2）に満たない場合においても、日当たり標準施工量を実施した場合の金額を計上する。

5. コンクリートブロック積工の適用にあたっての留意事項

- (1) 胴込めコンクリート，胴込砕石m²当りの設計数量は0.22 m³/m²を標準とする。

掲載頁	改定前（訂正前）	改定後（訂正後）	適用日時																																																								
第1部第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-7	表一② 現場環境改善費率 <table border="1"> <tr> <td>対象額 適用 区分等</td> <td>600万円以下 下記の率とする。</td> <td>600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td>20億円を超えるもの 下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象額 適用 区分等	600万円以下 下記の率とする。	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	20億円を超えるもの 下記の率とする。	工種区分				港湾 工事				海岸工事				工種区分				港湾 工事				海岸工事				表一② 現場環境改善費率 <table border="1"> <tr> <td>対象額 適用 区分等</td> <td>600万円以下 下記の率とする。</td> <td>600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td>20億円を超えるもの 下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象額 適用 区分等	600万円以下 下記の率とする。	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	20億円を超えるもの 下記の率とする。	工種区分				港湾 工事				海岸工事				工種区分				港湾 工事				海岸工事				R6. 5. 1
対象額 適用 区分等	600万円以下 下記の率とする。	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																								
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
対象額 適用 区分等	600万円以下 下記の率とする。	600万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																								
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
第1部第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-10	表一③ 現場管理費率 <table border="1"> <tr> <td>対象額 適用 区分等</td> <td>700万円以下 下記の率とする。</td> <td>700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td>20億円を超えるもの 下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	20億円を超えるもの 下記の率とする。	工種区分				港湾 工事				海岸工事				工種区分				港湾 工事				海岸工事				表一③ 現場管理費率 <table border="1"> <tr> <td>対象額 適用 区分等</td> <td>700万円以下 下記の率とする。</td> <td>700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td>20億円を超えるもの 下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	20億円を超えるもの 下記の率とする。	工種区分				港湾 工事				海岸工事				工種区分				港湾 工事				海岸工事				
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																								
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする。	700万円を超え20億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	20億円を超えるもの 下記の率とする。																																																								
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
第1部第2章 工事費の積算 2節 間接工事費 P2-2-（3）	表一② 現場管理費率 <table border="1"> <tr> <td>対象額 適用 区分等</td> <td>700万円以下 下記の率とする。</td> <td>700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td>4億円を超えるもの 下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする。	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	4億円を超えるもの 下記の率とする。	工種区分				港湾 工事				海岸工事				工種区分				港湾 工事				海岸工事				表一② 現場管理費率 <table border="1"> <tr> <td>対象額 適用 区分等</td> <td>700万円以下 下記の率とする。</td> <td>700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。</td> <td>4億円を超えるもの 下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工種区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>港湾 工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>海岸工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする。	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	4億円を超えるもの 下記の率とする。	工種区分				港湾 工事				海岸工事				工種区分				港湾 工事				海岸工事				
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする。	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	4億円を超えるもの 下記の率とする。																																																								
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
対象額 適用 区分等	700万円以下 下記の率とする。	700万円を超え4億円以下 算定式により算出された率とする。ただし、定数値は下記による。	4億円を超えるもの 下記の率とする。																																																								
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											
工種区分																																																											
港湾 工事																																																											
海岸工事																																																											